

清「展海令」施行と長崎唐館設置の関係

松浦 章

一 緒言

清代中国と江戸時代の日本との関係は、基本的には長期にわたって、中国船が長崎に毎年ほぼ欠くことなく貿易品を積載して来航する形態で続けられていた。その状況について魏源『海國圖志』巻十七、東南洋、日本島國録において、

惟中國商船往、無倭船來也。其與中國貿易、在長崎島、百貨所聚、商旅通焉。^①

と記し、また清末のジャーナリストでもあり来日したことのある王韜も同様に、

惟中國商船往、無倭船來也。其與中國貿易、在長崎島、百貨所聚、商旅通焉。^②

清「展海令」施行と長崎唐館設置の関係

と記しているように、日本船が中国に渡航することは無く、中国船が日本へ赴き、長崎でのみ通商が行われるという清代の日中関係の基本的な形態が、中国の知識人の間においても認識されていた。

このような両国関係は、世界史の中でも希有な形態であった。そのため清代の日中関係を考察するには中国と日本との間を往来する中国船、そしてその中国船を運航する中国商人の存在を無視することはできない。

外国との関係で相互の往来が行われるが、その際に相手国を訪問した使節等の人々は相手国においてどのような宿舎に滞在していたかは、相互間の国情を知る上で興味深いことである。例えば明代、清代と中国を訪れた朝鮮使節や琉球使節については中国政府が提供した宿舎に滞在していたことが知られる。^③

他方、冊封などの外交関係が存在せず、通商関係のみで行われていた清代の日中関係の場合、長崎に来航した中国商人たちは、長崎における通商中の滞在は、どのようにしていたのであろうか。本稿

ではその問題について述べてみたい。

二 長崎の船宿から唐館へ

明代末期になると明朝の祖法であった「海禁」政策が緩和され、沿海の民衆が海外へと進出する。しかし倭寇の害があるとされた日本への渡航が禁止された。ところが、その禁止にもかかわらず、多くの沿海の人々が日本へ渡来したのであった。そのことに關して明『嘉宗實錄』卷五十八、天啓五年（一六二五）四月戊寅朔の条に、

福建巡撫南居益題、海上之民、以海為田、大者為商賈、販於東西洋、官為給引、軍國且半資之、法所不禁。烏知商艘之不之倭而之於別國也。……聞閩越三吳之人、住於倭島者、不知幾千百家、與倭婚媾、長子孫、名曰唐市。此數千百家之宗族姻識、潛與之通者、實繁有徒。其往來之船名曰唐船、大都載漢物以市於倭、而結連萑符、出沒洋中、官兵不得過而問焉。

とあり、明末に海禁が緩和されると、福建や浙江、江蘇などの沿海地域の人々が海路で比較的近い日本へ進出し居住するようになっていた。その数は数千家とも見られ日本人とも結婚し子孫をもうけ、それらの人々が住みついた地区を「唐市」と呼称されるようになっていた。そしてこれらの人々がさらにそれに続く人々の先駆けとなったのである。その地区と中国とを結ぶ船が「唐船」と呼ばれ、多く

は中国の物産を日本へもたらすことになる」と指摘されていた。このように、一七世紀初頭以来、中国と日本との関係は中国船の日本への来航によって密接になっていった。

明末萬曆（一五七三～一六一九）年間に刊行された李言恭、赫杰の『日本考』卷二、商船所聚によると、

國有三津、皆通海之江、集聚商船貨物。西海道有坊津地方、諭江通海、薩摩州所屬。花旭塔津有通海、筑前州所屬。東海有洞津、本國鄉音曰阿乃次、以津呼次是也、有江通海、係伊勢州所屬。

三津乃人煙輳集之地、皆集各處通番商貨。我國海商聚住花旭塔津者多。此地有松林、方長十里、即我國百里之狀、名曰十里松、土名法哥煞機、乃廂先是也。有一街名大唐街、而有唐人留戀於彼、生男育女者有之、昔雖唐人、今爲倭也。⁴

とある。明末に日本へ来航した中国海商は日本の三津、すなわち鹿児島県の坊津、花旭塔津即ち福岡県の博多津、三重県の洞津いまの津市を目指した。その中でも博多津が最も中国海商が参集する地として知られ、博多津の箱崎には大きな唐人町が形成されていたとされ、そこに居住し結婚して子供を養育して、もとは中国人でも今では日本人となるような者がいたとしている。

しかし、一七世紀初頭に成立した徳川幕府は漸次外国とりわけ西

欧諸国との関係を制限し、寛永十六（崇禎十二、一六三九）年には、長崎を窓口とするオランダと中国との関係と、対馬を経由する朝鮮国との関係にのみ限定したのである。

その長崎であるが、名称の由来について『長崎記』によれば、古くは深江浦と呼称された辺鄙な所であつたが、源頼朝からこの深江浦に知行地を与えられた長崎小太郎が港を整備したことから商船が来航するようになったとされる。その後、徳川幕府がここを天領として支配し、寛永の鎖国政策によつて中国船とオランダ船の入港のみを許可する唯一の港となつて繁栄するようになった。

この当時、長崎に来航した中国商人等の長崎での滞在形態はどのようなものであつたかは、先に触れた『喜宗実録』に見える福建巡撫南居益の題本に「聞閩・越・三兵之人住於倭島者、不知幾千百家、與倭婚媾、長子孫、名曰唐市。此数家千百家之宗族姻識、潜與之通者実繁有徒」とあるように、日本に来航していた中国人は日本人と区域を特定せず混住し、彼等の多くが居住していた一帯を「唐市」と呼ばれていたと思われる。

長崎の人である西川如見（一六四八—一七二四）の享保四年（康熙五十八、一七一九）序の『長崎夜話草』巻四に、

其頃長崎に来れるもろこし船は、いづれも因にしたがひ、商家を旅舎と定めありて、その荷物悉く宿のあるじのまかにひにて、徳を得ること山の如くにて、一夜がほどにも富る身と

成ことなれば、（下略）⁵

とあるように、長崎に来航したもろこし即ち唐土船の乗員は、長崎市内の商家を旅館として滞在していたのであつた。その宿主には大金が入ることになつたと言われた。

事実『長崎記』〔中冊〕の「唐船渡海長崎津二御究并船改之事」によれば、寛永鎖国令が施行されるまで、中国船は日本各地とりわけ九州の諸港に来航しており、先の『喜宗実録』の記事と一致する。日本へ来航する中国人にとつて、その居住には特別な制限があつたわけではなかつた。

寛永鎖国令以降、中国船の日本への来航は長崎に制限されたが、その長崎において中国から来航する貿易船の乗員の滞在中の住居については、『長崎記』〔中冊〕の「唐人番始事」に見える次の記事が参考になる。

元禄元辰年迄ハ唐人町屋ニ在留シテ商賣ス。則此年町屋ニ居候事御停止ニナル。十善寺御菜園ノ地ヲ引小屋ヲ立、翌年ヨリ入津ノ唐人此園ノ内ニ悉被召置、依之番人ドモ拘右ノ者共、唐人屋鋪ノ門番ヲ勤、其外出嶋門番ニ相加リ、奉行川口源左衛門山岡十兵衛宮城主殿。

とあるように、唐人屋敷が設置されるまでは、長崎に来航する中国

船の乗員は市中の町家に滞在していた。ところが、元禄元年（康熙二十七年、一六八八）に唐人屋敷が設立されることになる。

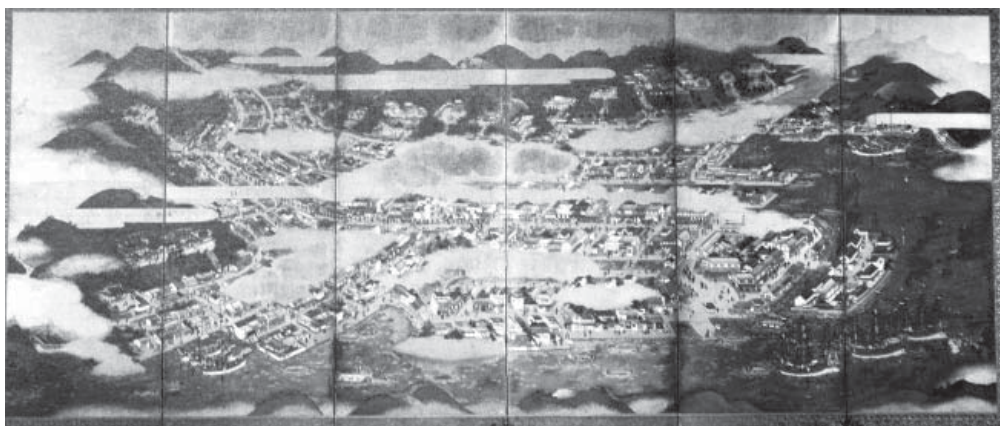
『長崎實録大成』巻十、「唐人船宿並宿町附町之事」によっても、

唐船入津ノ節、長崎市中ノ者、家宅ヲ船宿トシテ一船ノ唐人ヲ寄宿セシメ、其船積渡ル反物、薬種、諸品ニ口銭ヲ掛ケ、其宿主ノ得分トセシム。依之唐船入津ヲ見掛ル時、市中船宿ノ者小船ニテ迎ニ出テ、我方ニ船宿ノ約諾ヲ成ス。唐人方ヨリモ何町誰某方ニ船宿スヘキト書付近ヲ差出ス。是レヲ差宿ト云習セル。

入津ノ内、船宿ノ心當無之者、或ハ唐人書付ニ町宿名苗字等相違ノ節、又ハ漂着船ノ分振船ト名付ケ、惣町割ヲ定置、順番ニ町宿セシム。是ヲ宿町ト云。其後寛文六年、差宿ヲ相止め、入津ノ船不残宿町附町ノ順番ヲ定メ、其町ノ乙名居宅ニ船頭・役者ヲ宿セシメ、其餘ハ家々ニ在留セシメ、其町中ニ口銭銀ヲ取セ、其外惣町中ニ令配分ラル。⁶⁾

とあるように、最初は、船宿と中国船との契約で長崎に宿泊していたが、寛文六年（一六六六）以降は、長崎市中の町衆の住居に順番に割当て居住させていた。そのことがまた町衆にとって宿泊料に相当する収入が得られる機会でもあった。

ここに掲げた「寛文長崎図屏風」⁷⁾は、唐人屋敷が成立する以前の



寛文長崎図屏風

長崎の状況を描いている。

『唐通事会所日録』には、長崎に来航した唐船が、長崎市内の幾つかの宿町に滞在していた記録が断片的ながら知られる。寛文元年（順治十八、一六六一）に長崎へ来航した中国船の乗員が、「丑之十九番船之唐人張沖明、年七十四、今朝船津七左衛門子之所にて相果申候⁸⁾」とあるように、中国人の張沖明が長崎市内に居住していたが、その居住宅で死去している。さらに、宿町の事例として次のものが見られる。

寛文六年（康熙五、一六六六） 一番潮州船

宿・本鍛冶屋町 平石次郎左衛門⁹⁾

寛文六年

七番潮州船

宿・東中町中乙名 小柳太兵衛¹⁰⁾

寛文七年（康熙六、一六六七） 三十五番福州船

宿・新高麗町乙名 日高長左衛門¹¹⁾

寛文七年

三十六番船

宿・浦五島町乙名 茶屋甚兵衛¹²⁾

寛文七年

三十七番船

宿・銀屋町乙名 河本甚兵衛¹³⁾

このような僅少の例ではあるが、長崎に来航した唐人たちは市内の宿町に分散して居住していた事実が知られるであろう。

しかし、元禄元年（一六八八）には一時とは言え、一年に九、〇〇〇人を越える異国人を受け入れることになるが、その宿泊の施設が整っていないかった。とりわけ最大の受入人数が多かった六月一箇月だけで四、四三二名もの中国人が来航した¹⁴⁾。特に六月十九日には最高の五五六人も中国人が長崎に来航したのであった¹⁵⁾。この結果、七月二十三日付の幕府奉書により長崎奉行に唐人屋敷の設立が通告され、翌元禄二年（一六八九）四月十五日までに、「普請成就シ、唐人不残構ノ内に在住セシメタル¹⁷⁾」として、敷地九、三三三余坪の面積を持ち、出島の三、九二四坪に倍する唐人屋敷、唐館が完成し、その中に隔離されたのである¹⁸⁾。

ここにおいて寛永以来の唐人船宿のシステムが、半隔離的な宿町制から完全隔離の唐人屋敷制に変更されたのである。幕末の安政二年乙卯（咸豊五、一八五五）の「諸書留」によれば、唐人屋敷の面積は「唐人屋鋪総坪数九千四百三十三坪¹⁹⁾」とあり、安政二年頃には九、四三三坪ではほぼ同面積の居住区が一六〇余年間存続されたのである。

次頁の写真は長崎歴史文化博物館が復元した元禄元年（一六八八）頃の唐人屋敷・唐館の模型である。面積は約三二〇aであった。江戸時代の唐人屋敷即ち唐館の変遷は、絵図においても多く残されている²⁰⁾。

事実中国側の史料においても、雍正時期の童華が「長崎紀聞」において、



唐人屋敷の模型（長崎歴史文化博物館）

倭人以中國為大唐、初通洋時、見客商甚啓畏、……初洋商到倭、分住各街、往来無節、繼則止令住大唐街一處、而街之居民、復厭苦之、乃置土庫一所名、曰唐人館、實土牢也。三面背山、一面臨海、洋船到岸、搜查明白人貨、俱入庫中、重門嚴守、不聽出入、……

と記しているように、中国商人が長崎へ来航するようになった当初は、「分住各街、往来無節」と、彼等は特に指定された場所では無く、比較的自由に居住できたのであった。それが、一定の区画ここで言う「大唐街一處」にのみ滞在を許す形態に改変されたのであった。それが中国の人々から「土庫」と呼称され、また「土牢」ともされるように、隔離された一区画のみの居住であったことを明確に記している。

これまでの唐人屋敷に関する研究では、特に設立の問題が論議されたが、その背景について議論されることはなかった。唐人屋敷設置の最大の理由は、上述したようにこれら中国からの大量の長崎来航による人口増加に対応する新政策であったことは確かであろう。それでは、この隔離された一画となった「唐人館」は、中国側にとどのような印象を与えたのであろうかを次節で述べてみたい。

三 清代史料に見る長崎の「唐人館」

清末の外交官として来日した何如璋が著した『使東述略』によれば、

中土商此者、已數百年、畫地以居、名唐館。估貨大者糖棉、小則擇其所無者、反購海物間以木板、歸無他產也。

伊等若到彼國、亦與別商同土庫。惟請去之教習人等、則另居他處。²³⁾

とあるように、清代の日中関係は、中国側から日本へ渡航する形態のみ行われていた。その日中間の航路を維持したのが中国商船であり、江戸時代の人が唐船と呼称した帆船であり、中国の港と長崎港との間を往来していたのである。中国商船で長崎に来航した人々が滞在していた所が、「唐館」と呼称された一区画であった。それを何如璋が、「畫地以居、名唐館」と記したのであった。

それでは、その唐館は、何時の頃から中国で知られるようになったのであろうか。初期のものとして、雍正六年（一七二八、享保十三）八月初八日付の浙江総督管巡撫事の李衛が記した奏摺に次のようにある。

凡平常貿易之人、到彼、皆圈禁城中、周圍又砌高牆、内有房屋、開行甚多、名爲土庫、止有総門、重兵把守、不許出外、²⁴⁾
聞得知消息。

とあって、日本の貿易に赴いた中国商人は全て隔離された一区画に住まわされていた。それが土庫と呼称され、外出も儘ならぬ状態であった。

雍正六年九月二十五日付の李衛の奏摺には、

とあり、日本へ行った商人は全て土庫に住まわされたが、日本が招聘した「教習」人は別の所に居住していたとしている。
雍正六年十月初八日付の両廣総督孔毓珣の奏摺では、
據洋商稱東洋例雖不禁、但必商船領有倭照、方能前往、近年以來、粵商並無倭照、所以未去貿易、其從前有到過日本之閩商、臣密傳訪察情形、據稱自粵前往日本、計九十餘更、商船泊于該國之長崎、一到即入圍牆屋中、不得外出、貨物一經兌易、即押出口、倭人出入、俱佩利刃、性極兇悍、凡有街口把守嚴密、不知該國情事等語。²⁵⁾
とあって、正徳新例施行以降、広東商人で長崎の通商に必要な信牌を得た者が少なく、この頃には日本へ赴く者が少なかったため、孔毓珣は以前において日本へ貿易に行った福建商人から事情を探っている。その商人の話として、長崎に到着すると直ちに一区画に住まわされ外出を許されず、貿易業務が完済するまでは特に厳しく、終わっても厳しい監視が行われ、日本の事情を探ることは困難であったと報告している。

また李衛は雍正六年十月十七日付の奏摺においても、

彝人築橋立柵、名爲土庫、凡中国商人到彼、俱住其中、撥兵看守、不許私自出入。……常往東洋貿易、皆住土庫之内、

と、日本人は柵を築いて隔離して土庫と呼称し、長崎へ行った中国商人は全てその中に居住させて、看守に見張らせ勝手な出入りは禁じられていたと記している。

雍正六年十月二十八日付の署理山東巡撫印務布政使岳濬の奏摺において、この頃日本へ渡航する中国人に対して注視していた。

雍正六年八月二十八日、奉上諭、聞得有内地之人、潛往日本國、在彼教習射箭、及打造船隻等事。且有福建・浙江革退之千總、及武舉等人、亦在其内。此雖傳聞之說、然亦不可不察。從前聖祖皇帝、欲訪問彼國情形、曾遣人同商人前往、及至彼國、設有僑寓商人處所名曰土庫。將内地貿易之人、另住此地、不令聞知伊國之事、且防範甚密。

とあり、雍正帝の上諭にも見られるように、中国人の中には日本へ渡つて武術を教え、造船建造に関係するものもあること、さらにその具体的人物名も知られていた。これらの人々が日本で滞在する地が、「土庫」として認識されていた。

このようなことは、雍正六年十二月十一日付の署理江蘇巡撫尹繼善もその奏摺において、

留意查訊、彼處消息、凡内地商人、到去原另在土庫居住。自來防閑甚密、外番之人視中華之物、新音可喜。往往多方購求。

とあり、日本人は中国産品を喜び崇めていた。しかし、それらを日本へもたらした中国商人等は「土庫」において居住していたと記している。

また雍正七年（一七二九、享保十四）閏七月二十三日付の補授漕運總督署理浙江總督印務性桂と浙江觀風整俗使署巡撫事蔡仕彤の奏摺に、

據前差之朱來章、寄稟回稱、此番到時、倭人頗覺疑、他留在土庫相待、雖優但不令出來行醫。

とあり、医師として日本に招かれた朱來章は、日本に渡つたものの、日本側から疑いの目で見られ、土庫にとどめ置かれて優遇されながら外出を許されず、土庫においてのみ医業を命ぜられたことが、帰国した朱來章の供述から知られたことを報告している。

雍正九年（一七三一、享保十六）六月十九日付の李衛の奏摺においても、

據商總回棹、稟稱倭彝聞知内地訪拿發覺、分別處治、已將張

恒暉等、盡行交出土庫、同衆商居住、不敢私留。²⁷⁾

とあり、日本では清朝側で日本へ赴く不審人物を探索していることを聞知して、それらの人に対する優遇処置を改め、土庫において他の中国商人等と共に居住させていたと報告している。

その後、乾隆年間に長崎へ来航した汪鵬が著した「袖海編」²⁸⁾には、当時の唐館の状況が記されている。汪鵬は浙江の錢塘の人で、長崎貿易では汪竹里と称して貿易していた。彼の来航は明和、天明年間におよんでいる。その著のはじめに、

乾隆甲申、重九日、竹里慢識于日本長崎唐館。

と記して、乾隆甲申即ち二十九年（明和元年、一七六四）に長崎の唐館において記したとある。その中で、唐館の環境を次のように記している。

唐館外四山環繞、煙火萬家、紫翠迷離、錦紛繡錯、海門別開屏、嶂雄奇峭、拔軒敞高、華如十洲三島、可望而不可、即允為鉅觀、不同凡境。

館週遭僅一里有半、土垣竹茨如棘。闐然庫不滿二十街、分三路、附而屋者、曰棚子。庫必有樓棚、則惟平屋而已、庫製樓數楹。舟主及掌財賦者、各居其半、下則梢人雜處、棚子之構、始自搭客梢人之稍豐者、別營以居、今多架樓、頗尚精潔、而庫之為樓、俱開拓宏敞、添設前後露臺、或翼其左右、

靡麗鋪張、與初創時大不侔矣。庫屬正辦有官。派執役者三人、名曰守番、棚則無有也。

館中有宴會、極繁交相酌茗、有上辦・下辦酒、有通辦酒、有飲福酒、有春酒、有宴妓酒、有清庫出貨酒、尋常釀飲尤多。
……

などと記すように、唐館は見晴らしの良い場所にあるが、周囲は一里半ほどの面積に限られ、周囲には土塀や竹垣で囲まれていて、常に監視の役人がいてることなど、基本的には雍正時代の状況とはほとんど変化がなかったことが知られる。

四 浙江総督管巡撫李衛の日本探索

そこで、雍正年間に長崎に来航した中国商人の一部が、日本でどのようにしていたかを、当時の沿海部の官吏が調査した記録から取り上げその状況を述べてみたい。

この日中間の状況を尤も危惧した地方官が浙江総督であった李衛である。雍正六年（享保十三、一七二八）八月八日付の李衛の奏摺には、

……海外諸國與浙最近者、莫如日本、臣每留心查訪、初時風聞、彼國有招致內地之人、教習弓箭、不甚守分、因尚未得確實、不敢冒昧瑣奏。近於各處出洋商船、時常設法、密探信

息、有蘇州余姓、洋客露出口聲、言倭王原係中國人苗裔、歷世相傳、如土著為之、則該王不能享祚、倭民皆有天災、其臣下雖極強盛、猶奉以虛名、故本處從、無爭奪之事。而號令征伐、一秉於將軍、不由國王、主持反受、節制久矣。因此伊國將軍、肯出重聘、情內地之人、教演弓箭藤牌、偷買盔甲式樣、初時有福州民王應如、於天文戰陣之事、涉獵不精、巧為談論、首受其萬金厚利、排演陣法年餘、即伏宜誅。復薦引一廣東長鬚年滿、千綵不知姓名、每年受伊數千金、為之打造戰船二百餘號、習學水師。又有洋商鍾近天・沈順昌、久領倭照貿易、彼國信託鍾、則為之帶去杭州武拳張燦若、教習弓箭、每年亦得受銀數十兩。沈則為之帶去蘇州獸醫宋姓、在彼療治馬匹。又有商人費贊侯、曾為薦一紹興人革退書辦、往彼講解律例考、其不通逐歸、曾留該商銅船質當。凡平常貿易之人、到彼皆圈禁城中周圍、又砌高牆、內有房屋、開行甚多、名為土庫。止有總門、重兵把守、不許出外間走、得知消息、到時將貨取去、官為發賣一切、飲食妓女皆所給。回棹時、逐一銷算扣除、交還所換銅斤貨物、押往開行。……³⁰⁾

とあるように、浙江省から最も近い外国である日本は、最近中国の人々を招いて武術を習っている。それに協力する中国商人がいたのである。その実情を探るべく李衛は蘇州の余と言う商人から情報収集を行った。

長崎の記録では余姓として知られるのは余一観のみである。余一観は、享保二年四十二番波番船、同四年の三十六番寧波船、同七年十三番寧波船、同十年二十番寧波船、同十三年十一番寧波船の船主として知られる。³¹⁾ この最後の記録である享保十三年十一番寧波船は、享保十三年五月二十七日に長崎に入港し、十二月二十一日に長崎から帰国したので、上記の李衛が事情徴収したのは、五月以前のことに考えられる。

次に見える王應如は、享保三年十七番寧波船として三月二十二日に長崎に来航し、同年の閏十月二十六日に帰国したことが判る。³²⁾

洋商鍾近天・沈順昌の二人は見えないが、鍾近天に類似する鍾觀天は知られ、享保六年二十番寧波船船主、同八年十三番寧波船の牌主、同十二年二十番寧波船船主、同十五年十七番寧波船船主、そして同十八年二十七番寧波船は鍾觀天の代わりに長崎に来航した。³³⁾

商人費贊侯は、享保六年三十番南京船、同八年十五番南京船、同十年十四番南京船、同十一年四十一番厦門船の船主として知られ、同十四年二十六番南京船は費贊侯の代わりとして長崎に入港している。³⁴⁾ このことから李衛のこの奏摺は現実に長崎に赴いた商人達から事情徴収したことは確かである。

このような、李衛の日本の状況に対する危惧に対して、雍正帝は特に、「聖祖亦曾風聞此事、特遣織造烏林達麥爾森、做辦商人、往日本探聽……³⁵⁾」と、かつて康熙帝が織造烏林達の麥爾森を密偵として日本に行かせて様子を探らせたことを明らかにして李衛の心配

を和らげる殊批を与えている。³⁷⁾

しかし李衛の危惧は沈静化していない。雍正六年（享保十三、一七二八）十月十七日付の李衛奏摺によれば、長崎に赴いた医師朱來章からも日本事情を徴収した。「曾在彼地（日本）行医之朱來章」の供述によると次のようである。

……供吐實情云。東洋惟日本為大、與普陀洋面相對、所轄十六島、不在一處、其與江浙貿易、馬頭名曰長崎、離國王將軍駐劄之山城、自稱京師、程途尚有二十餘日。長崎設頭目二員、稱號皆有王家字樣、非係國王。一管貨物交易、每年更換、一管地方事務、常川住守。皆專生殺之權。此處夷人築牆立柵、名為土庫、凡中國商人到彼、俱住其中、撥兵看守、不許私自出入。彼向日無聊、因往東洋行医、曾治痊長崎頭目王家、得有厚贈、故不與商人一同拘管庫内、遂酬以倭照、貿易數年、家漸豐盈。後因見夷人射箭、不堪笑其無用、并誇中國三尺童子、俱善弓矢之語。是年回棹時、通事傳話、囑其聘帶弓箭教師、并要黃牡丹、及二尺潤面之紫檀木三種。「朱」來章復往時、畏法不敢携帶教師。其紫檀因遍覓無此、潤者亦不曾得、止帶牡丹一株前去、到彼開花乃此紫色、以此夷人怒之、將伊倭照、追繳船貨、原物發回、俱有海關及口岸、出入案卷、可憑所有萬餘兩、經營資本、因而析耗、盡為烏有、以後未曾復往、現今止託別船、順帶些須貨物貿易餉口。……³⁸⁾

長崎を訪れた朱來章は、李衛の追求に対して、日本の事情を吐露している。「東洋」では日本が最大で、浙江省の普陀山に対峙し、六十六島の島々を領有している。その港は、長崎であり支配する國王・將軍は長崎から遠く離れた「山城」を「京師」と自称していて、長崎から「二十餘日」の距離に居住している。長崎の統治者には二人がおり、一人は貿易を管理し、もう一人は地方の事務を管轄している。すなわち長崎奉行と、天領を管轄する代官とを示している。長崎には外国人を隔離する場所がありそれは「土庫」と呼ばれ、長崎を訪れる中国商人は必ずその中に住まわれ、自由に市内を闊歩することは出来ない。朱來章は医師として日本から呼ばれ、長崎の統治者を治療し厚遇され、その御礼として「倭照」即ち信牌を贈与され、それを使って数年の間貿易を行い、彼の家は極めて豊かになったと云われる。また武術に秀でた人物を連れ渡るように依頼されたことなどを物語ったのである。

朱來章が長崎に赴いたのは、享保十年（雍正三、一七二五）のことであった。長崎の記録に、享保十年二月初五日に長崎に入港した船主朱允光の六番寧波船で来航した。

此船ヨリ朱佩章六十四歳、朱子章五十二歳、朱來章四十七歳兄弟三人來、寓官梅三十郎宅。³⁹⁾

とあることから、李衛が朱來章から事情徴収を行ったのは、この来

航から帰国してからのことである。しかも六番寧波船の船主朱允光は「船頭朱允光儀ハ唐醫朱來章甥ニテ」⁽⁴¹⁾とあるように、朱來章の甥であった。そしてこの船に「今度朱來章并同人兄朱佩章・朱子章此三人、私共船ヨリ一同ニ乗渡リ申候」⁽⁴¹⁾と朱氏三兄弟が長崎に来航したのであった。朱來章が日本で残した業績として、「南京朱來章治験」⁽⁴²⁾が知られる。これは、朱來章が長崎滞在中に診察した長崎の人々、平岡平左衛門の女、大黒町喜兵衛、丈助姪女、大工町招小兒宗六、伊勢屋三郎兵衛、龍左衛門、東築町清太郎の妻女、西市即左衛門の母、高尾藤次平三、内田清助内室、七兵衛、三浦専兵衛、中島市三郎、石垣平太夫の一四名についての診察の記録である。症状の診断と治療薬について記している。

李衛は鍾觀天からも事情を調べている。雍正六年（享保十三、一七二八）十二月十一日付の李衛の奏摺には、「商人鍾觀天等」の供述が見られる。鍾觀天は先に触れたように享保六年二十番寧波船船主、同八年十三番寧波船の牌主であり、その一族と思われる鍾觀揚が来日し、同十二年二十番廣南船船主、同十五年十七番寧波船船主としての来日が知られ、そして同十八年二十七番寧波船は鍾觀天の代わりとして徐兆行が長崎に来航した⁽⁴³⁾ことから、次の供述は鍾觀天が享保十二年二十番寧波船として、六月二十一日に長崎に来航し、享保十三年二月初四日に長崎から帰国した⁽⁴⁴⁾後に、李衛から事情徴収されたものと考えられる。

……訊據各商鍾觀天等供出、尚有楊澹齋帶去秀才孫太源・沈登偉在彼、講習大清會典中原律例、未曾歸浙。又朱來章之兄朱佩章、先曾帶去閩人王應如教書、已經病歿在洋。又閩商陳良選帶去廣東人、稱係寧波住居之年滿千綵沈大成、實屬楊姓冒頂、前往教習陣法、其的名不知確切、現在彼地。又郭裕觀代帶僧人・馬匹各等情。今朱來章先經臣訪誘喚、至署問知情由。前已奏明、後又供出、曾帶過各項書籍五百本、當即取具的保同僉孝行、給與銀兩、各自置貨、密往東洋探信、去訖其陳良選、因在日本、船隻未回、已令海口文武等候緝拿、郭裕觀係廈門人、密咨福建、尚未獲到、已上各情、俱據供明、與臣前所訪聞不異。惟輿圖盔甲軍器式樣、因未曾現獲、雖在狡飾、而臣揆其情節⁽⁴⁵⁾。

長崎に来航した鍾觀天によると、彼は、楊澹齋を長崎に連れ渡わった。その楊澹齋と一緒に長崎に来航したのは秀才の孫太源と沈登偉であった。彼等が長崎に呼ばれた最大の目的は清の法典『大清會典』中原律例を翻案すること⁽⁴⁶⁾にあった。

雍正十三年（一七三五、享保二十）六月初四日付の直隸總督李衛の奏摺には、

自浙江放洋離長崎、順風止有五六日之程、即遇風阻不出一月。自康熙五十四年以前、商船去来自由、最遲往返不至一

年、後有浙江姦商胡雲客、欲圖壟斷、勾通夷目、設立倭照、江浙各二十一張、分年輪番、無照不許貿易。商人惟恐不得倭照、每次必重賂譯司、歷年積有厚貲。

とあり、浙江沿海から長崎へは、帆船に搭乘して順風を得られれば五日か六日ほどの航海距離にある。たとえ逆風にあったとしても一ヶ月以内には到着する行程にあった。そして康熙五十四年（正徳五、一七二五）以前においては、中国商人の来航は自由であったのが、浙江商人胡雲客が長崎貿易の独占を企図したとして、長崎の通商証である信牌「倭照」を発行して江南（江蘇）、浙江には各二十一張を与え、この照が無ければ貿易を許可しないことになり、中国商人たちは照を授与されるために、通事に賄賂を渡すなどして照の授与を戦々恐々としていたと認識されていた。

五 小 結

上述のように、徳川幕府が長崎のみに外国貿易を限定して行なった江戸時代の当初は、長崎に来航した中国人は「分住各街、往來無節」として、長崎では宿町や船町と呼称したように、中国船の船主等乗員と長崎の宿泊先の主人との契約で適宜滞在していた状況があった。

ところが、日本では唐人屋敷と呼称し、中国商人は「唐館」とか「土庫」と呼んだ一定の区画においてのみ、長崎来航の中国商人を

滞在させるようになるのは、長崎において唐人屋敷が設立された元禄二年（康熙二十八、一六八九）以降のことであった。なぜこの年に唐人屋敷が設立されたかの理由は、日本側の史書に記されていない。しかし、その背景として無視できないのが清朝による「遷界令」の撤廃であった。

康熙二十三年（貞享元、一六八四）に、清朝は前年に平定した台湾鄭氏一族の台湾を拠点とした海上政権に対抗するために発令していた海禁令である「遷界令」を廃止して、「展海令」を發布し沿海民衆の海外貿易を許可すると一攫千金を夢見た中国商人は海外とりわけ日本を目指した。その結果、長崎に来航する中国船が急増し、長崎に短期とは言え滞在する中国商人も急増したのである。僅か四、五万の長崎住民に対して、数千人もの外国人ほとんどが中国人が長崎を訪れ、長崎の人口が急増する状況になったのである。この状況は徳川幕府としては無視することが出来なかった。そのため短期滞在の外国人である中国人を隔離する方法として考えられたのが、唐人屋敷即ち中国で呼称された「土庫」であり、「唐館」であったのである。

清朝中国と江戸時代の日本との関係は、長崎における貿易のみによる通商関係だけが存在していた。しかしこの両国間相互の政策変更が、如実に影響すると言う関係にあった。その後日本が貿易制限政策として発布した海舶互市新例即ち「正徳新例」は、今度は逆に中国商人間の信牌争奪となって清朝側に影響を与え、最終結論は

康熙帝の裁可を仰ぐ事態になったのであった。⁽⁴⁷⁾

【附記】本稿は、二〇〇七年七月二～三日・上海松江で開催された上海社会科学学院歴史研究所主催の「第二屆傳統中國研究國際學術討論會」において報告した原稿によった。

本稿は平成一九年度科学研究費補助金・基盤研究(○)「清代帆船沿海航運史の研究」(研究代表・松浦章)による成果の一部である。

註

- (1) 魏源『海國圖志』上、岳麓書社、一九九八年一月、六一九頁。
- (2) 王韜『甕牖餘談』卷四。
- (3) 松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林、二〇〇三年一〇月、二五～五二頁。
松浦章編著『明清時代中国與朝鮮的交流―朝鮮使節與漂着船―樂学書局(台北)、二〇〇二年三月、四七～七六頁。
- (4) 中外交通史籍叢刊『日本考』中華書局、一九八三年五月、八八～八九頁。
- (5) 西川如見著飯島忠夫・西川忠幸校訂『町人囊・百姓囊・長崎夜話草』岩波文庫、一九四二年六月第一刷、二〇〇〇年二月第五刷、二八六頁。
- (6) 『長崎實録大成』、長崎文献叢書第一集・第二卷、長崎文献社、一九七三年二月、二四二～二四三頁。
- (7) 長崎市立博物館編集『日蘭交流四〇〇周年記念 大出島展―ライデン・長崎・江戸―異国文化の窓口』長崎市立博物館、二〇〇〇年四月、三八頁。
- (8) 『唐通事会所日録』第一冊、東京大学出版会、一九五五年二月、二四頁。
- (9) 『唐通事会所日録』第一冊、東京大学出版会、一九五五年二月、五四頁。
- (10) 同書、五四頁。
- (11) 同書、八八頁。
- (12) 同書、八八頁。
- (13) 同書、八八～八九頁。
- (14) 松浦章「元禄元年長崎來航中国商船について」『アジア文化交流研究』第一号、二〇〇六年三月。
- (15) 松浦章「元禄元年長崎來航中国商船について」一一七頁。
- (16) 松浦章「元禄元年長崎來航中国商船について」表二、一一七頁。
- (17) 『長崎実録大成』二四七頁。
- (18) 山脇佛二郎「長崎の唐人貿易」七三～七四頁。
大庭脩編『長崎唐館図集成―近世日中交渉資料集六―』関西大学東西学術研究所資料集刊九・六、二〇〇三年一月。
- (19) 長崎歴史文化博物館、文書資料室所蔵「諸書留」安政二年(図書番号・HDSO、渡辺一四・六一)。
- (20) 大庭脩編著『長崎唐館図集成―近世日中交渉史料集六―』関西大学学術研究所資料集刊九・六、関西大学出版部、二〇〇三年一月参照。
- (21) 松浦章「童華『長崎紀聞』について」『関西大学東西学術研究所紀要』
- (22) 『宮中樞雍正朝奏摺』第一輯、国立故宮博物院、一九七八年九月、五四頁。
- (23) 『宮中樞雍正朝奏摺』第一輯、国立故宮博物院、一九七八年九月、四一一頁。
- (24) 『宮中樞雍正朝奏摺』第一輯、国立故宮博物院、一九七八年九月、五〇〇頁。
- (25) 松浦章「江戸時代唐船による日中文化交流」思文閣出版、二〇〇七年七月。
- (26) 『宮中樞雍正朝奏摺』第一輯、国立故宮博物院、一九七八年九月、

五五五頁。

- (27) 『宮中檣雍正朝奏摺』第一八輯、国立故宮博物院、一九七九年四月、四〇六頁。

- (28) 「袖海編」、昭代叢書戊集、第二十九、世楷堂藏板、所収。

- (29) 松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』思文閣出版、二〇〇七年七月。

- (30) 『宮中檣雍正朝奏摺』第二輯、五三〜五四頁

- (31) 大庭脩編著『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳―近世日中交渉史料集―』関西大学東西学術研究所、一九七四年三月、六九、七二、七六、八一、八七頁。

- (32) 同書、八七頁。

- (33) 同書、七〇頁。

- (34) 同書、七五、七八、八五、九〇、九六頁。

- (35) 同書、七五、七八、八〇、八四、八九頁。

- (36) 『宮中檣雍正朝奏摺』第一輯五四頁。松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』参照。

- (37) 松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』。

- (38) 『宮中檣雍正朝奏摺』第二輯、五五八頁。

- (39) 大庭脩編著『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳―近世日中交渉史料集―』八〇頁。

- (40) 同書、一〇七頁。

- (41) 同書、一〇八頁。

- (42) 大庭脩編著『享保時代の日中関係資料二（朱氏三兄弟集）―近世日中交渉史料集三―』関天大学出版部、一九九五年三月、六三七〜六四四頁。

- (43) 註(39)同書、七五、七八、八五、九〇、九六頁。

- (44) 大庭脩編著『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳―近世日中交渉史料集―』八五頁。

- (45) 『宮中檣雍正朝奏摺』第二輯、五七頁

- (46) 大庭脩『江戸時代における中国文化交流受容の研究』同朋舎出版、一九八六年六月、四七八頁。

- (47) 松浦章「康熙帝と正徳新例」箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下巻 吉川弘文館、一九八八年二月。松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』、九八〜一二二頁。

“Zhan Hai Ling” of Qing China and the Premise which Chinese Merchants stayed at Nagasaki: The Aspect of Relationship between Qing China and Edo Japan

MATSUURA Akira

The relationship between Qing China and Edo Japan continued essential longtime forms which Chinese ships visited in Nagasaki and brought many Chinese goods until 1860's. This relationship was not tribute and contraband trade, but official trade.

Wei Yuan wrote to the following of relationship on “Hai guo tu zhi” vol. 17.

Chinese ships went to Japan, but Japanese ships never came China. The trade between China and Japan only opened in Nagasaki. Nagasaki just collected many goods. The commercial activities flourished there.

This relationship is exceptional instance in world history. Therefore, in this relationship, we should not forget the existence of the Chinese ships trading between China and Japan, and sailing by Chinese merchants.

So, where in Nagasaki did they visit? Why did the place where they stayed in Nagasaki change?

This paper explains the place of sojourn of Chinese merchants and the connection of “Zhan Hai Ling” that Qing China published a law in 1684. The Law influenced Japanese trade system in Nagasaki.